

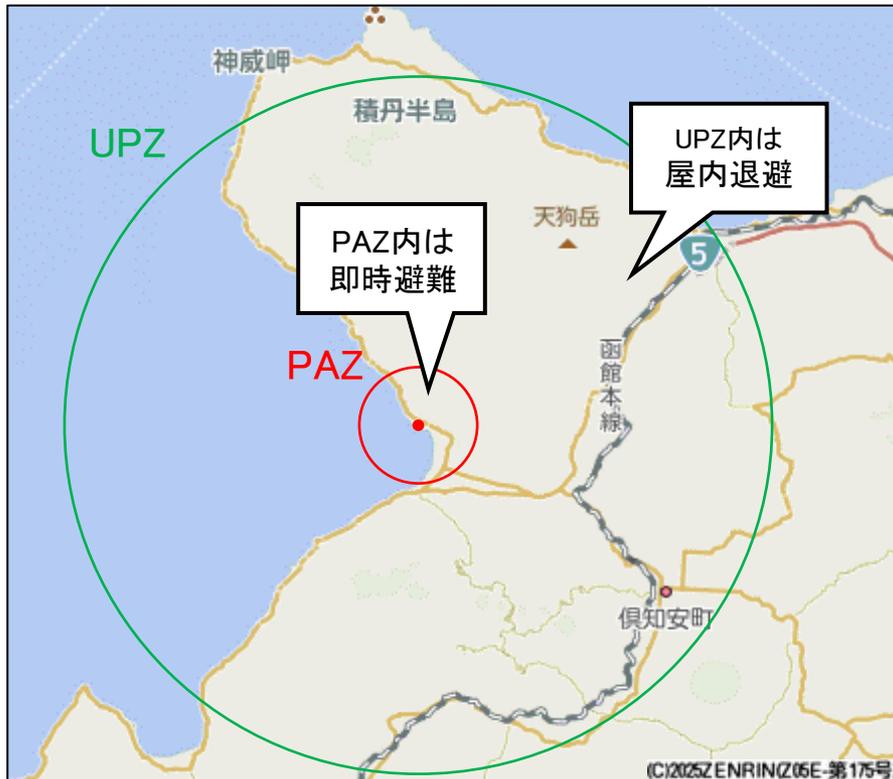
## 6. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

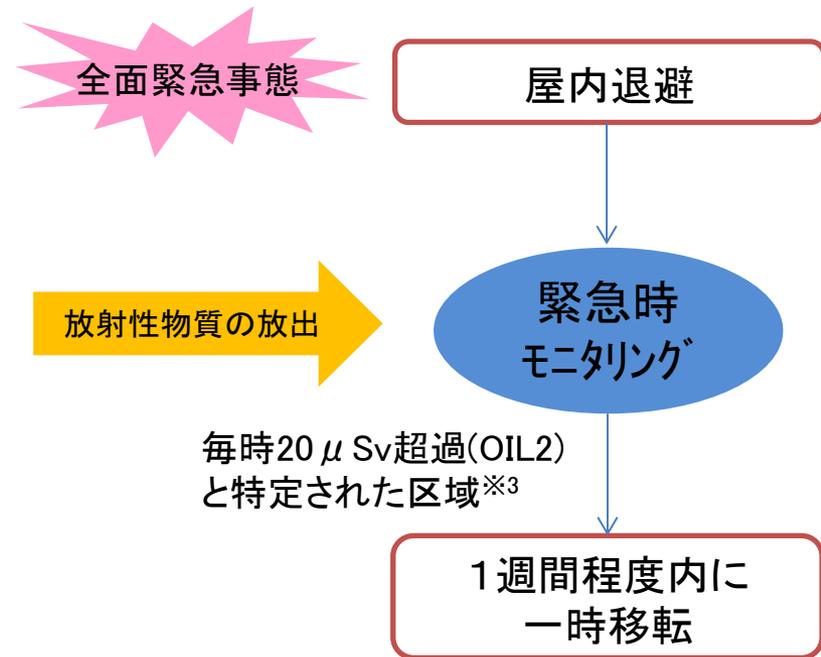
1. 全面緊急事態に至った場合、住民(避難行動要支援者を含む)は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避<sup>※1,2</sup>を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

※2 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。

※3 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

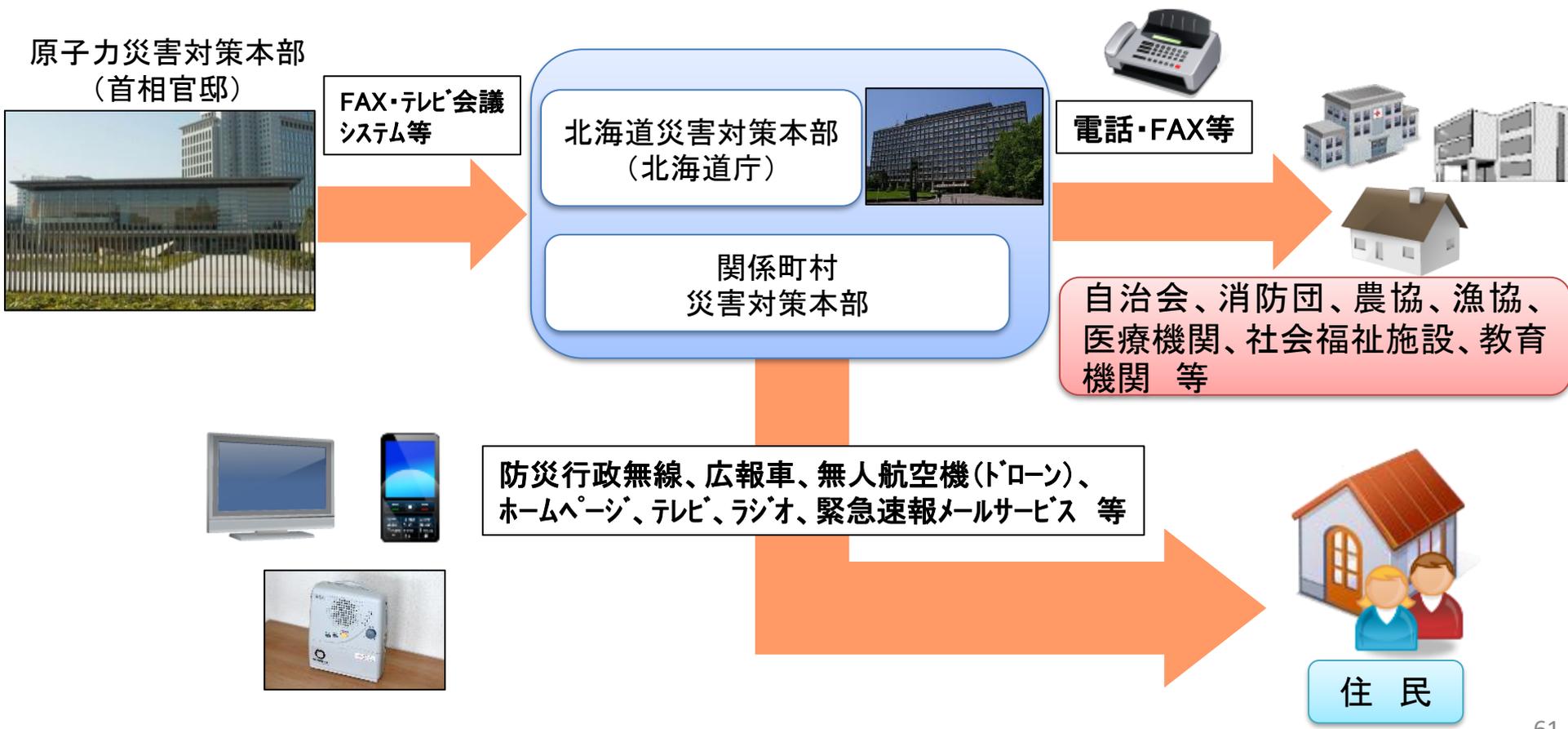
# 一時移転等に備えた関係者の対応

- ▶ 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- ▶ 関係町村は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- ▶ 北海道及び北海道バス協会は、関係町村からの要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



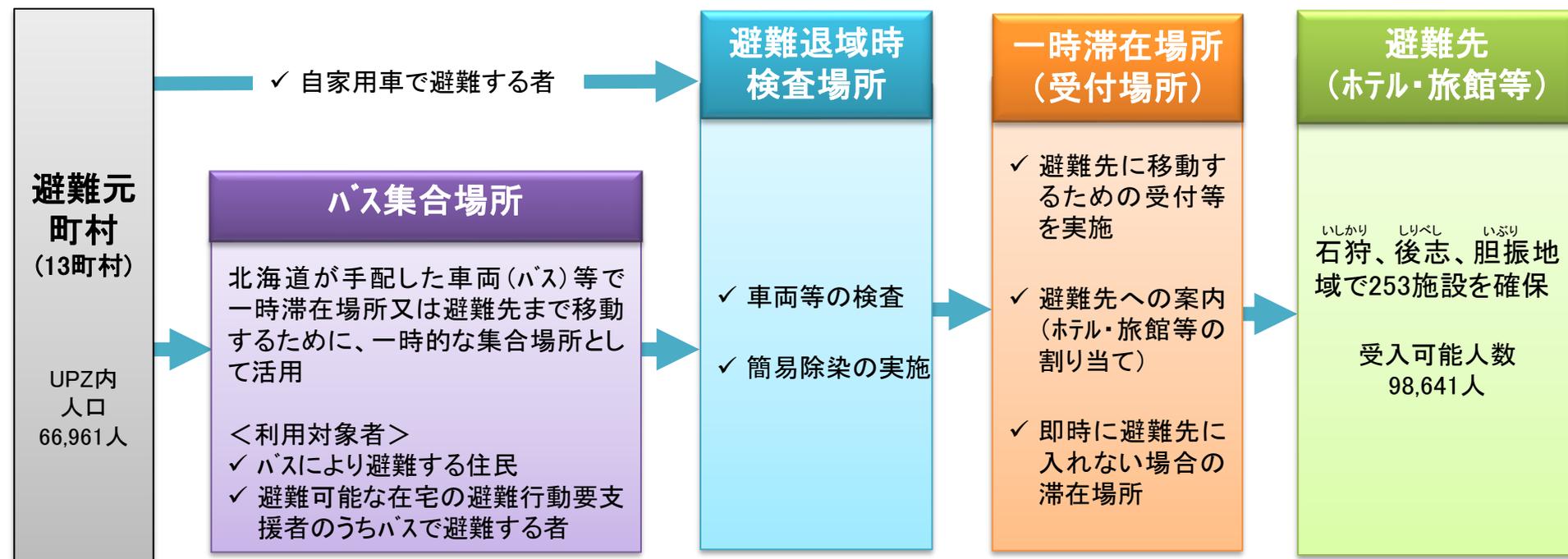
# 一時移転等を行う際の情報伝達

- ▶ 一時移転等の指示は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- ▶ 北海道、関係町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内住民の一時移転等①

- ▶ 原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- ▶ 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、住民が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等（253施設）を避難先として指定。
- ▶ 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で一時滞在場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。



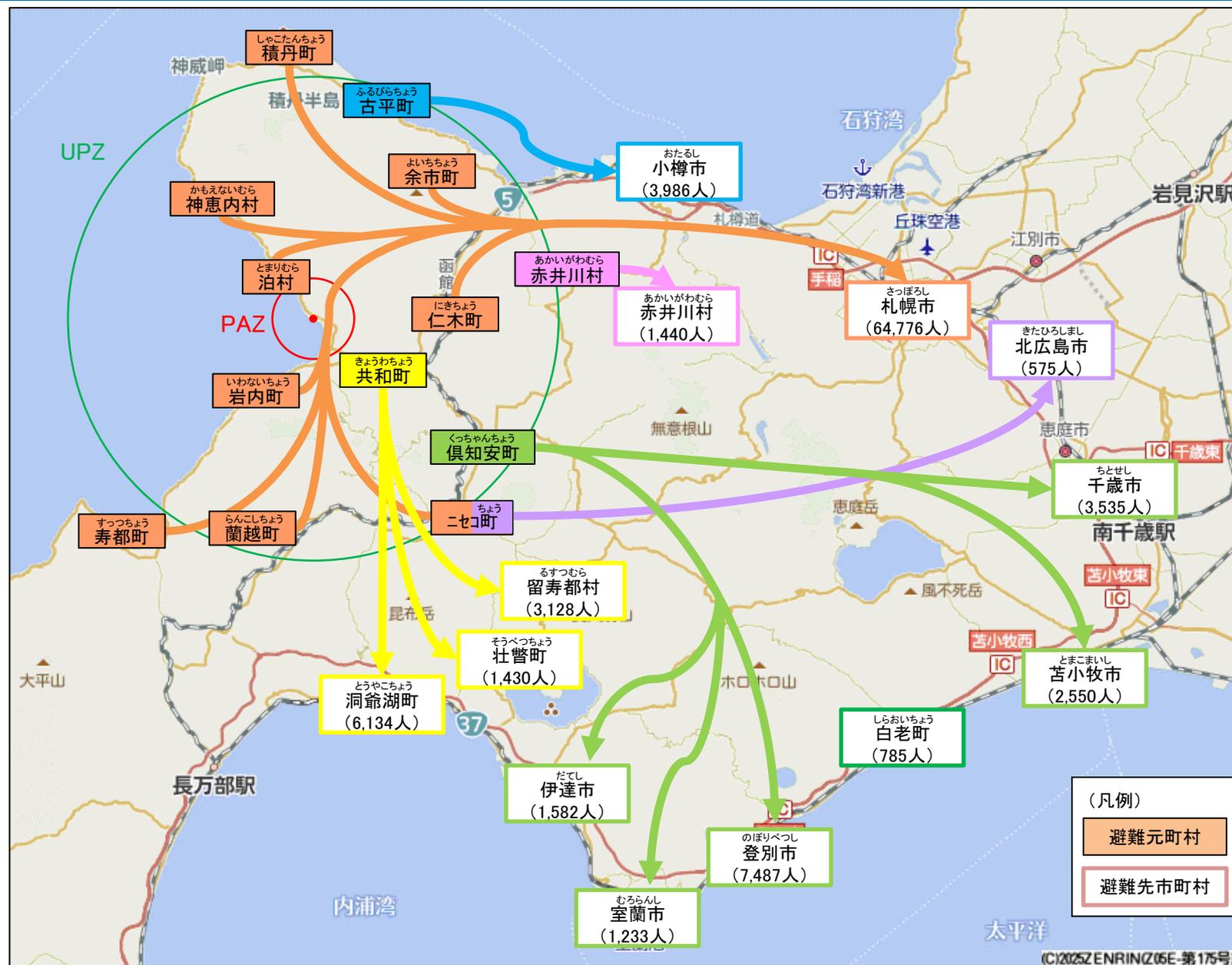
# UPZ内住民の一時移転等②

- UPZ内関係町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万が一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。

町村名※( )は対象人口	一時滞在所(受付場所)	避難先(ホテル・旅館等)※( )は受入可能人数
とまりむら 泊村(262人)	さっぽろし さっぽろし みなみく 札幌市:札幌市南区体育館	さっぽろし さっぽろ 札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
きょうわちよう 共和町(4,141人)	らすつむら 留寿都村:ルスツリゾート(3,128人)	
	とうやこちよう どうやこ 洞爺湖町:洞爺湖文化センター	とうやこちよう そうべつちよう 洞爺湖町:15施設(6,134人)、壮瞥町:1施設(1,430人)
いわないちよう 岩内町(10,918人)	さっぽろし 札幌市:北海きたえーる	さっぽろし 札幌市:33施設(19,429人)
かもえないむら 神恵内村(730人)	さっぽろし 札幌市:ガトーキングダムサッポロ	さっぽろし 札幌市:4施設(3,071人)
すつちよう 寿都町(271人)	さっぽろし さっぽろし きたく 札幌市:札幌市北区体育館	さっぽろし 札幌市:8施設(1,674人)
らんこしちよう 蘭越町(4,405人)	さっぽろし さっぽろ 札幌市:札幌コンベンションセンター	さっぽろし 札幌市:9施設(4,558人)
ちよう ニセコ町(5,188人)	さっぽろし さっぽろし しろうしく 札幌市:札幌市白石区体育館	さっぽろし きたひろしまし 札幌市:11施設(6,601人)、北広島市:1施設(575人)
くつちやんちよう 倶知安町(15,474人)	むろらんし むろらんし 室蘭市:室蘭市文化センター	むろらんし 室蘭市:18施設(1,233人)
	のぼりべつし のぼりべつし 登別市:登別市総合体育館	のぼりべつし 登別市:19施設(7,487人)
	とまごまいし とまごまいし 苫小牧市:苫小牧市総合体育館	とまごまいし 苫小牧市:16施設(2,550人)
	だてし おおたき 伊達市:大滝基幹集落センター	だてし 伊達市:3施設(1,582人)
	ちとせし しこつこ 千歳市:支笏湖市民センターほか	ちとせし 千歳市:16施設(3,535人)
しやこたんちよう 積丹町(1,696人)	さっぽろし さっぽろし にしく 札幌市:札幌市西区体育館	さっぽろし 札幌市:4施設(4,189人)
ふるびらちよう 古平町(2,564人)	おたるし おたるし 小樽市:小樽市総合体育館	おたるし 小樽市:26施設(3,986人)
にきちよう 仁木町(3,043人)	さっぽろし さっぽろし ていぬく 札幌市:札幌市手稲区体育館	さっぽろし 札幌市:7施設(3,699人)
いしちちよう 余市町(16,829人)	さっぽろし さっぽろし 札幌市:札幌市スポーツ交流施設	さっぽろし 札幌市:48施設(18,490人)
あかいがわむら 赤井川村(1,440人)	あかいがわむら 赤井川村:キロリゾート(1,440人)	
その他協力可能な施設	しらおいちよう しらおいちよう 白老町:白老町中央公民館	しらおいちよう 白老町:11施設(785人)
合計	対象人口:66,961人	避難先:253施設 受入可能人数:98,641人

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例:石狩北部地域、南空知地域及び中空知地域では、165,000人収容可能)。

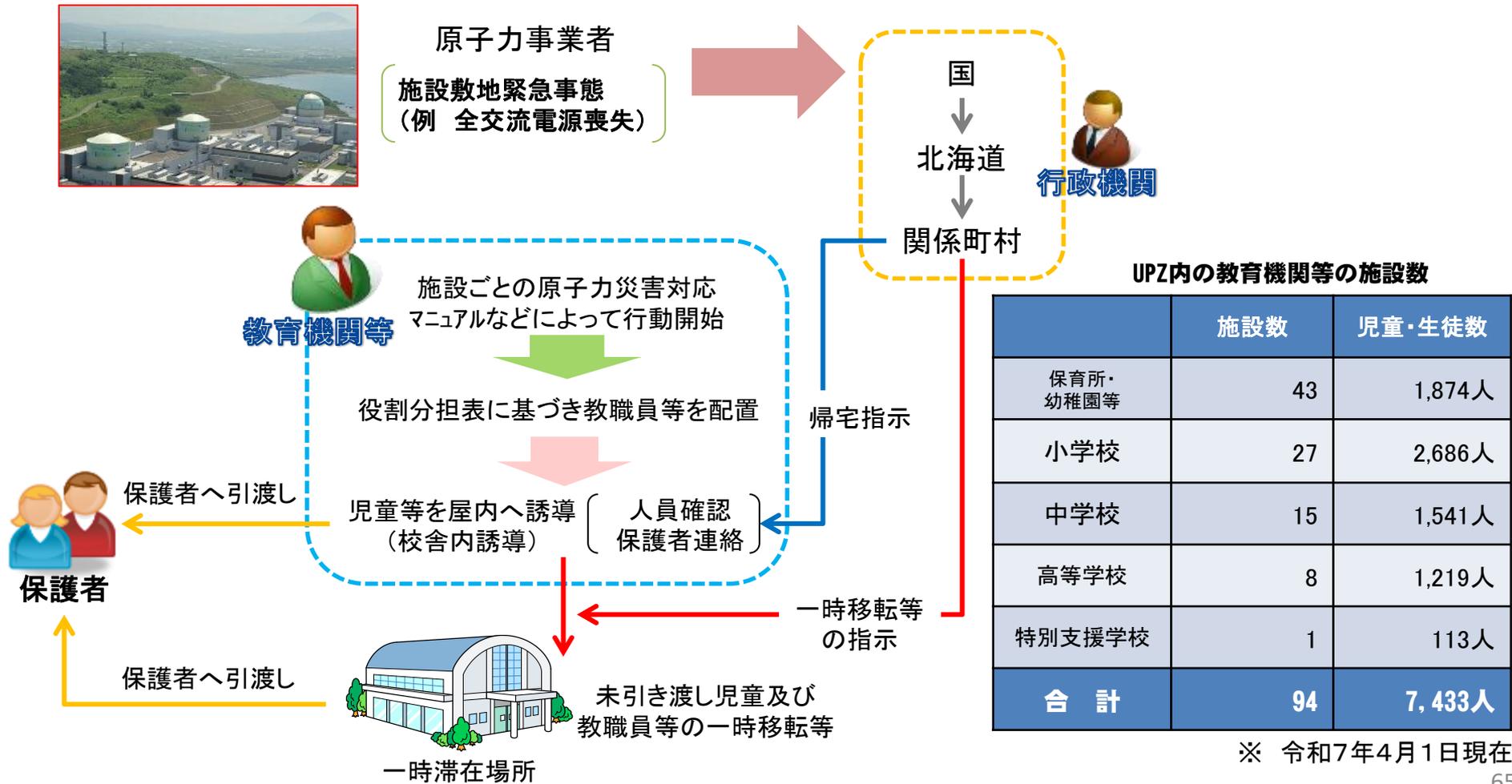
# UPZ内住民の一時移転等③



※( )は受入可能人数。

# UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 施設敷地緊急事態により関係町村災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、関係町村災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、園長等は随時、関係町村災害対策本部と連携を図る。



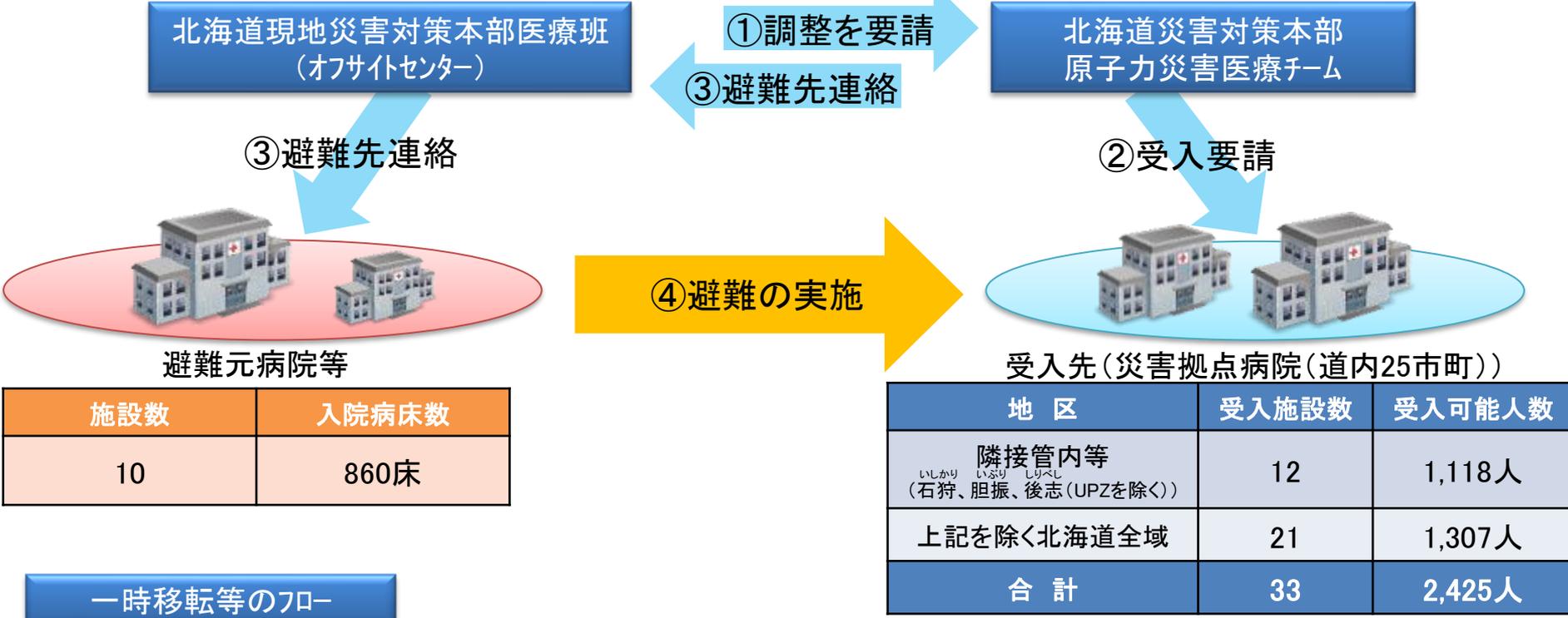
UPZ内の教育機関等の施設数

	施設数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	43	1,874人
小学校	27	2,686人
中学校	15	1,541人
高等学校	8	1,219人
特別支援学校	1	113人
<b>合計</b>	<b>94</b>	<b>7,433人</b>

※ 令和7年4月1日現在

# UPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム

- UPZ内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、10施設860床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



## 一時移転等のフロー

- ① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、オフサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。
- ② 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。
- ③ 北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。
- ④ 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

# UPZ内の社会福祉施設等の避難

- UPZ内にある全ての社会福祉施設等(89施設2,977人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体※1が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

## <UPZ内>

施設区分	施設等数	入所定員
高齢者施設等	51	1,838人
障がい福祉施設等	34	959人
児童養護施設	4	180人
<b>合 計</b>	<b>89</b>	<b>2,977人</b>



## <UPZ外(道内22市町村)>

受入施設数	受入可能人数
115	1,838人
40	959人
9	180人
<b>164</b>	<b>2,977人</b>

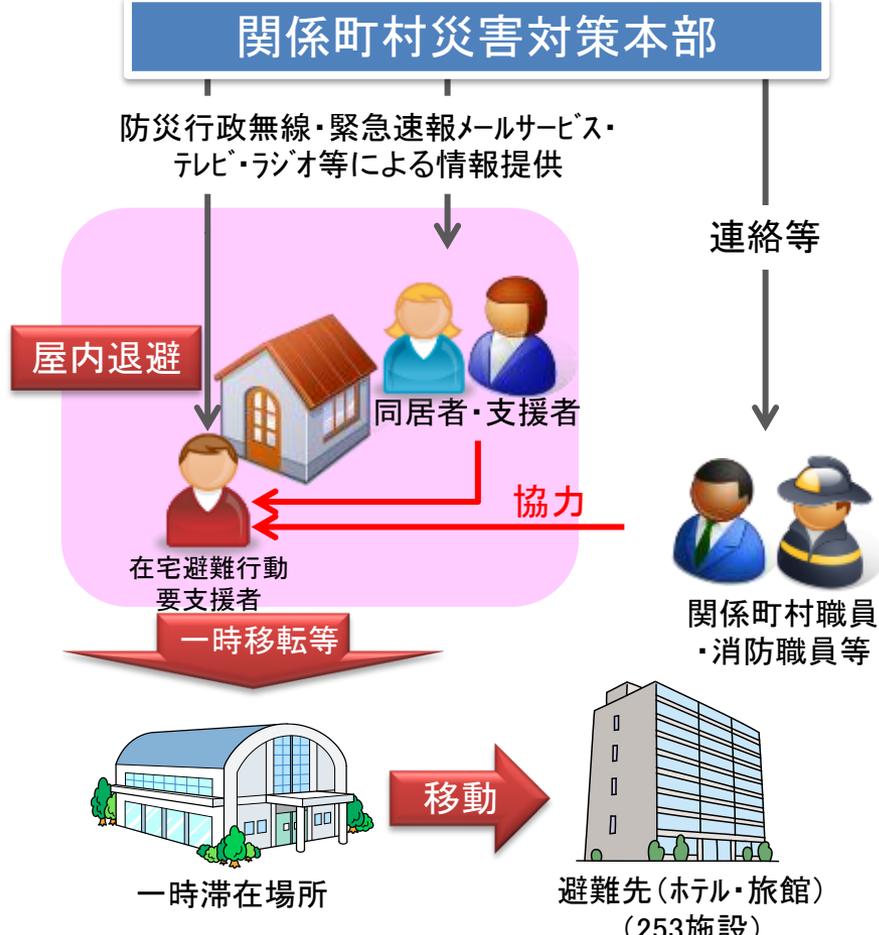
※1 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会 等

※2 あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。

※3 施設数、人数については、令和7年4月1日現在。

# UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所に移動。その後、関係町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

関係町村	UPZ内	関係町村	UPZ内
とまりむら 泊村	2人	くつちゃんちよう 俱知安町	1,424人
きょうわちよう 共和町	193人	しゃこたんちよう 積丹町	66人
いわないちよう 岩内町	790人	ふるびらちよう 古平町	39人
かもえないむら 神恵内村	16人	にきちよう 仁木町	202人
すつつちよう 寿都町	8人	よいちちよう 余市町	3,029人
らんこしちよう 蘭越町	119人	あかいがむら 赤井川村	159人
ちよう ニセコ町	401人	<b>合計</b>	<b>6,448人</b>

※ 人数は、令和7年4月1日現在。  
 ※ 支援者がいない者については、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等①

- ▶ 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで近隣のコンクリート建屋へ屋内退避を実施。
- ▶ 発電所からおおむね10km圏内では、放射線防護機能を付加した施設(11施設)を整備し、施設入所者等を加え最大2,368人を収容可能。
- ▶ また、これら施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- ▶ さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。
- ▶ 万が一、放射線防護対策施設等が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、町村内の他の放射線防護対策施設のほか、北海道の調整により近隣町村の避難所等に避難し、屋内退避を継続。



# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等②

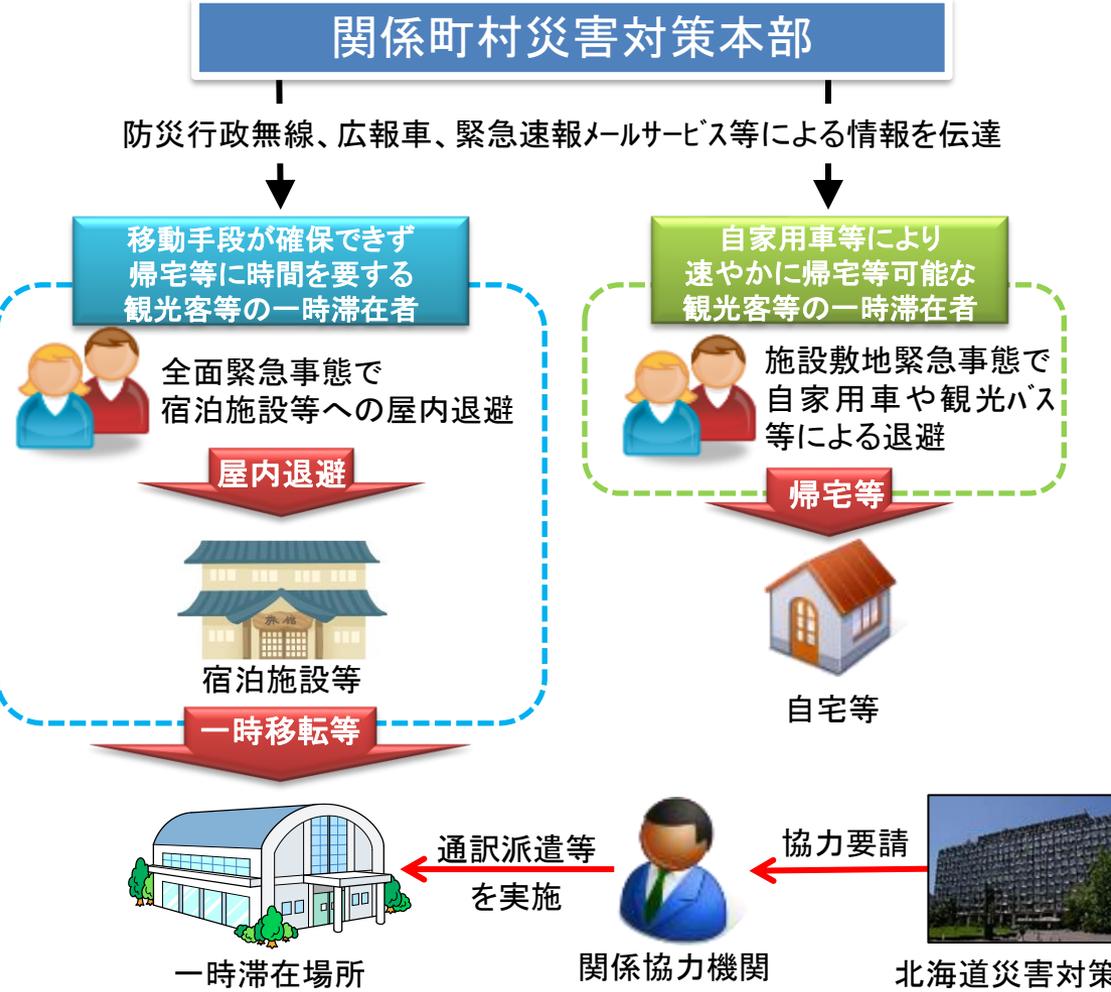
- ▶ 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで近傍のコンクリート建屋へ屋内退避を実施。
- ▶ 発電所からおおむね30km圏内の地理的条件により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域では、放射線防護機能を付加した施設(6施設)を整備し、施設入所者等を加え最大1,222人を収容可能。
- ▶ また、これら施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- ▶ さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。
- ▶ 万が一、放射線防護対策施設等が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、町村内の他の放射線防護対策施設のほか、北海道の調整により近隣町村の避難所等に避難し、屋内退避を継続。



※ 旧寿都しおさい学園(収容可能者数:80人)は、令和4年9月に寿都浄恩学園に統合。

# UPZ内における観光客等の一時滞在者の防護措置

- 自家用車や観光バス等により速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。
- 自家用車等により速やかに帰宅できない場合やUPZ外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 一時移転等が必要となった観光客等の一時滞在者は、関係町村が準備した一時滞在場所に一時移転等を行う。また、一時滞在場所では、外国人観光客のために通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施。



UPZ内の観光客数※1

関係町村	観光客数	関係町村	観光客数
とまりむら 泊村	25人	くつちゃんちよう 倶知安町	8,407人
きょうわちよう 共和町	1,011人	しゃこたんちよう 積丹町	7,028人
いわないちよう 岩内町	2,440人	ふるびらちよう 古平町	1,366人
かもえないむら 神恵内村	896人	にきちよう 仁木町	315人
すつつちよう 寿都町	821人※2	よいちちよう 余市町	5,475人
らんこしちよう 蘭越町	923人	あかいがわむら 赤井川村	645人※2
ちよう ニセコ町	6,130人	<b>合計</b>	<b>35,482人</b>

※ 各町村における観光客数: 令和6年実績。

※1 観光客数については、令和7年4月1日現在のUPZ内における入場ピーク時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定。

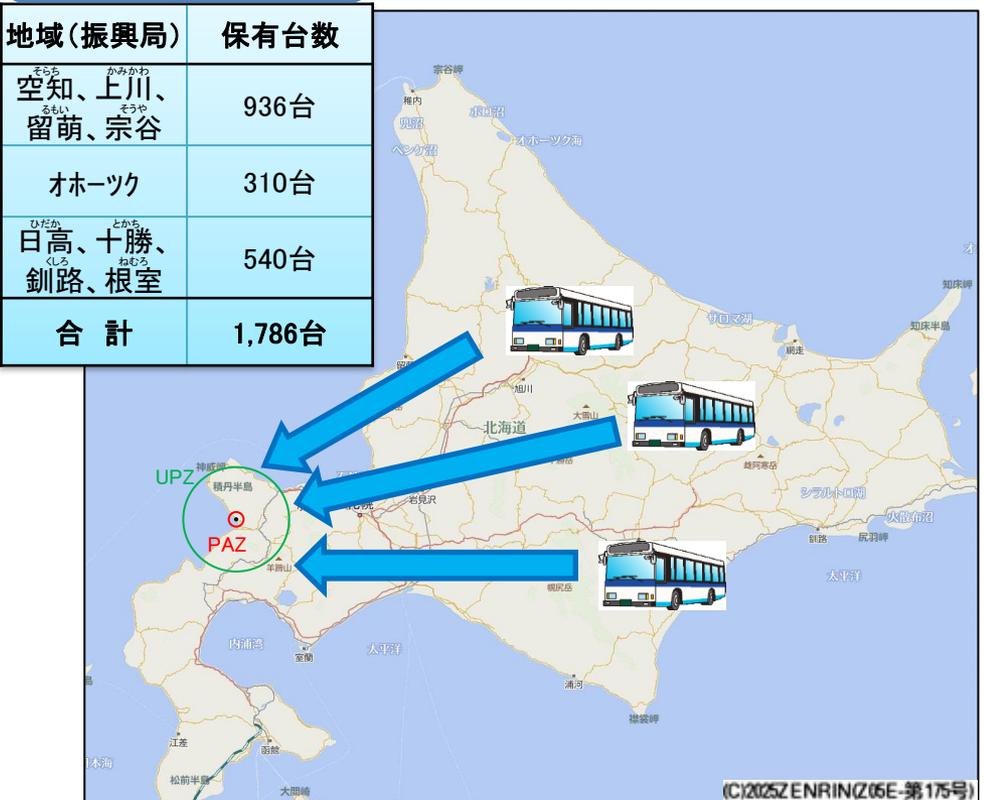
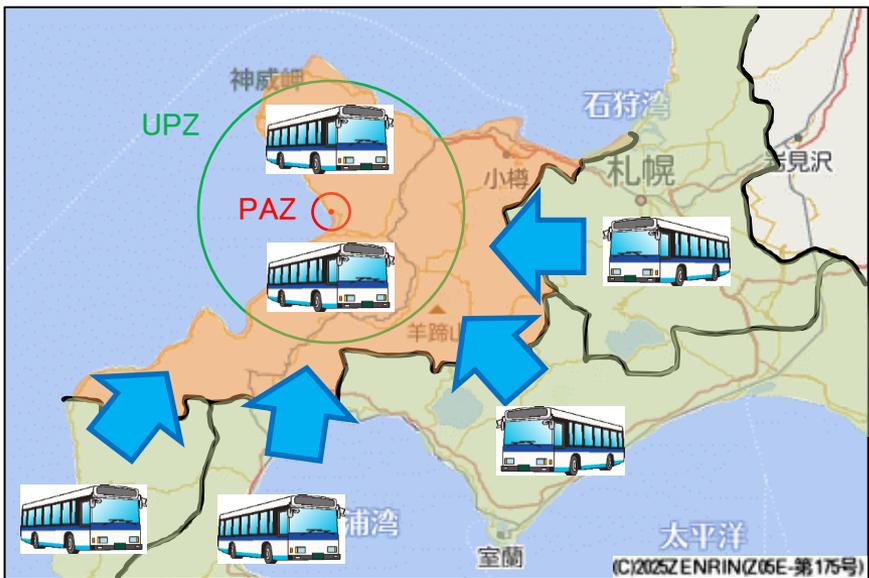
※2 寿都町及び赤井川村については、UPZ外の観光客数も含めた観光客数。

# UPZ内の一時移転に必要な輸送能力の確保①

- ▶ UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、北海道及び北海道バス協会が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき対応。
- ▶ 一時移転に必要な輸送手段については、北海道バス協会が、
  - ・後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
  - ・後志地域内の輸送手段では不足する場合、隣接地域(石狩、胆振、渡島、檜山)のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
  - ・さらに隣接地域内の輸送手段では不足する場合、北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。
- ▶ 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

地域(振興局)	バス会社	保有台数
後志 (UPZ町村が所在する地域)	4社	1,027台
石狩、胆振、 渡島、檜山	53社	2,181台

北海道内保有バス台数	
地域(振興局)	保有台数
空知、上川、 留萌、宗谷	936台
オホーツク	310台
日高、十勝、 釧路、根室	540台
<b>合計</b>	<b>1,786台</b>



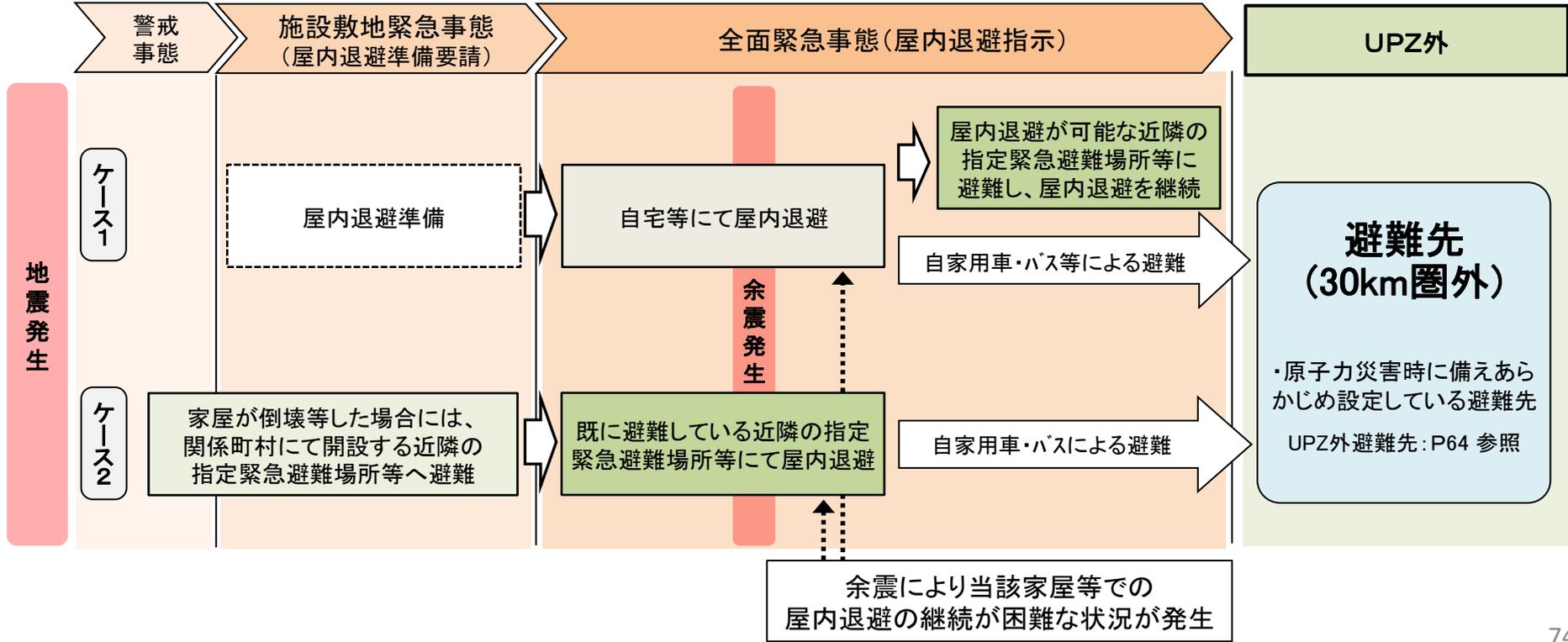
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。



# 自然災害等（地震、津波等）によりUPZ内における屋内退避が困難な場合の対応

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係町村にて開設する近隣の指定緊急避難場所・指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定緊急避難場所・指定避難所等への被害が更に激しくなる等、当該家屋等での屋内退避の継続が困難となる場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係町村にて開設するUPZ内の別の指定緊急避難場所・指定避難所等や、原子力災害時に備えあらかじめ定められている避難先へ速やかに避難を行う必要がある。このため、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、関係町村独自の判断で避難指示等を行うことが可能。
- また、屋内退避指示中に避難を実施する際には、原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

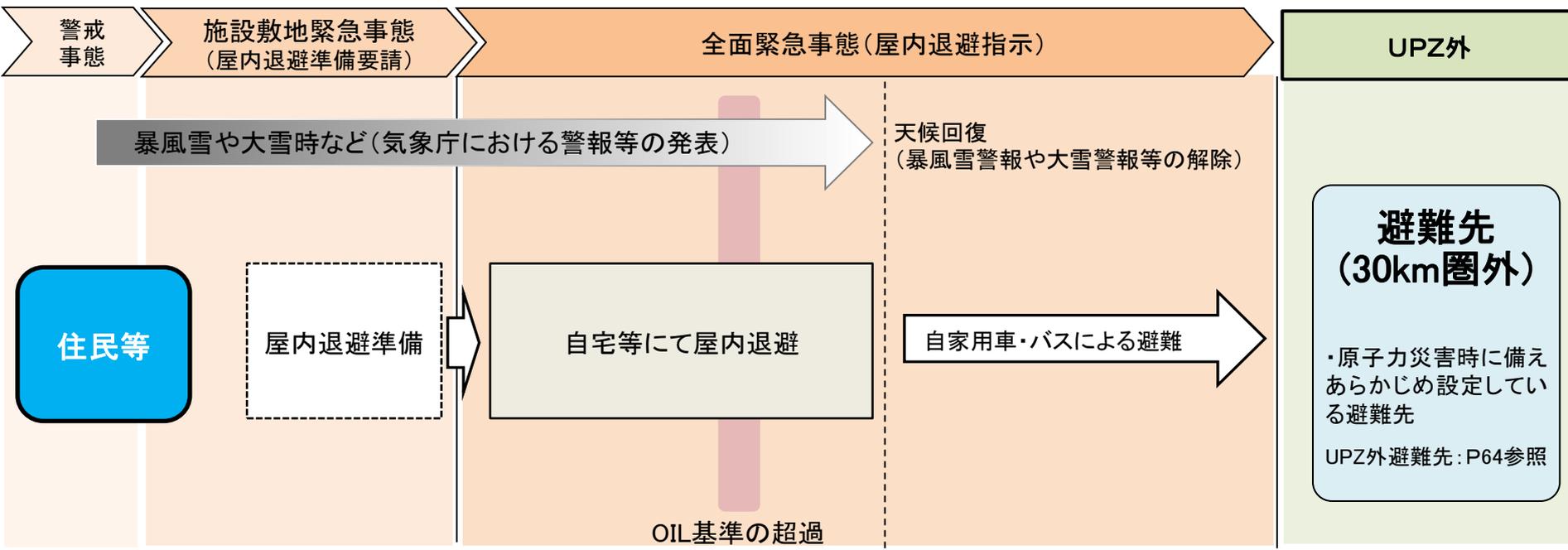
## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合の例>



# 暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



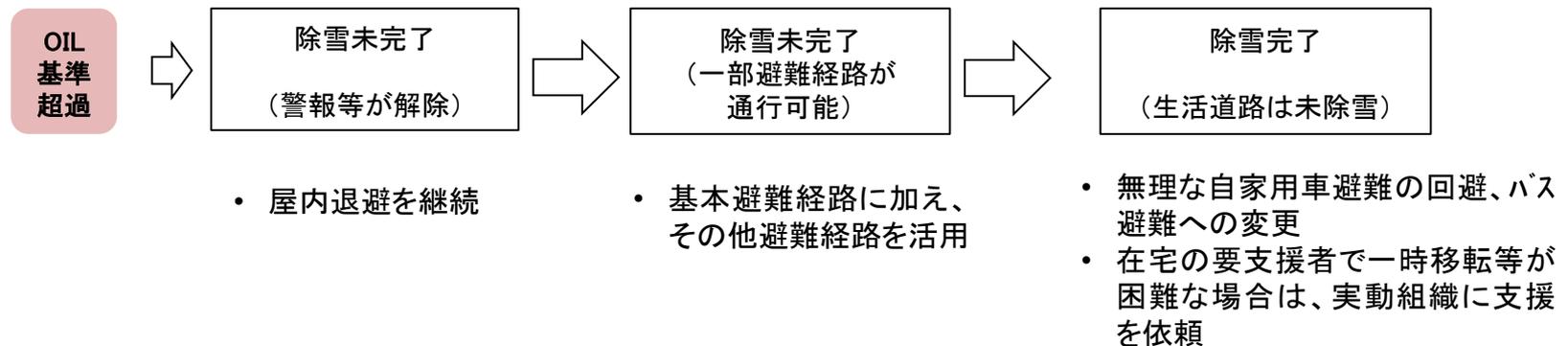
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため町村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、町村から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所・指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

# 積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応（UPZ）

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援（P23参照）を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織（消防、自衛隊等）の支援により一時移転等を行う。

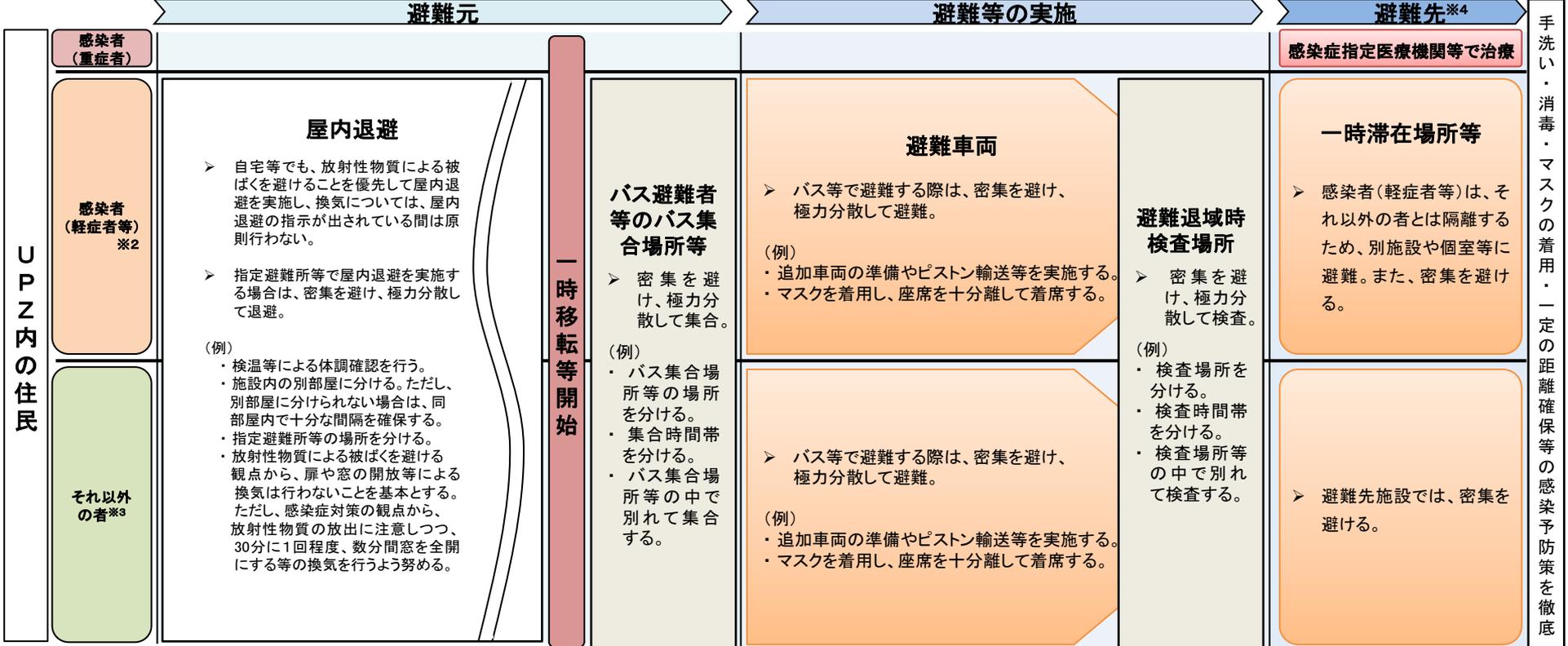


- ※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。
- ※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。また、生活道路の除雪が完了した場合には、原則自家用車等による避難を行うこととする。

# 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（一時滞在場所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## <感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。  
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。  
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、一時滞在場所等)する。  
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、他の避難先(ホテル・旅館等)に「それ以外の者」の受け入れについて協力を依頼する。

# 他の地方公共団体からの応援計画

▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

**ア 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定  
(平成20年6月10日)**

- 【対象】**  
北海道及び北海道内の全179市町村
- 【応援内容】**
- ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
  - ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
  - ④避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
  - ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - ⑥その他特に要請のあった事項

**イ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定  
(令和4年4月1日)**

- 【対象】**  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
- 【応援内容】**
- ①応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
  - ②食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - ③被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供及びあっせん
  - ④災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
  - ⑤災害応急活動に必要な職員の派遣
  - ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - ⑦その他特に要請のあった事項

**ウ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定  
(令和6年1月31日)**

- 【応援内容】**
- ①人的支援及び斡旋
  - ②物的支援及び斡旋
  - ③施設又は業務の提供及び斡旋
  - ④その他特に要請のあったもの

**エ 原子力災害時の相互応援に関する協定  
(平成13年1月31日)**

- 【対象】**  
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- 【応援内容】**
- ①原子力防災資機材の提供
  - ②職員の派遣









# 神恵内村におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。







# ちよう ニセコ町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。



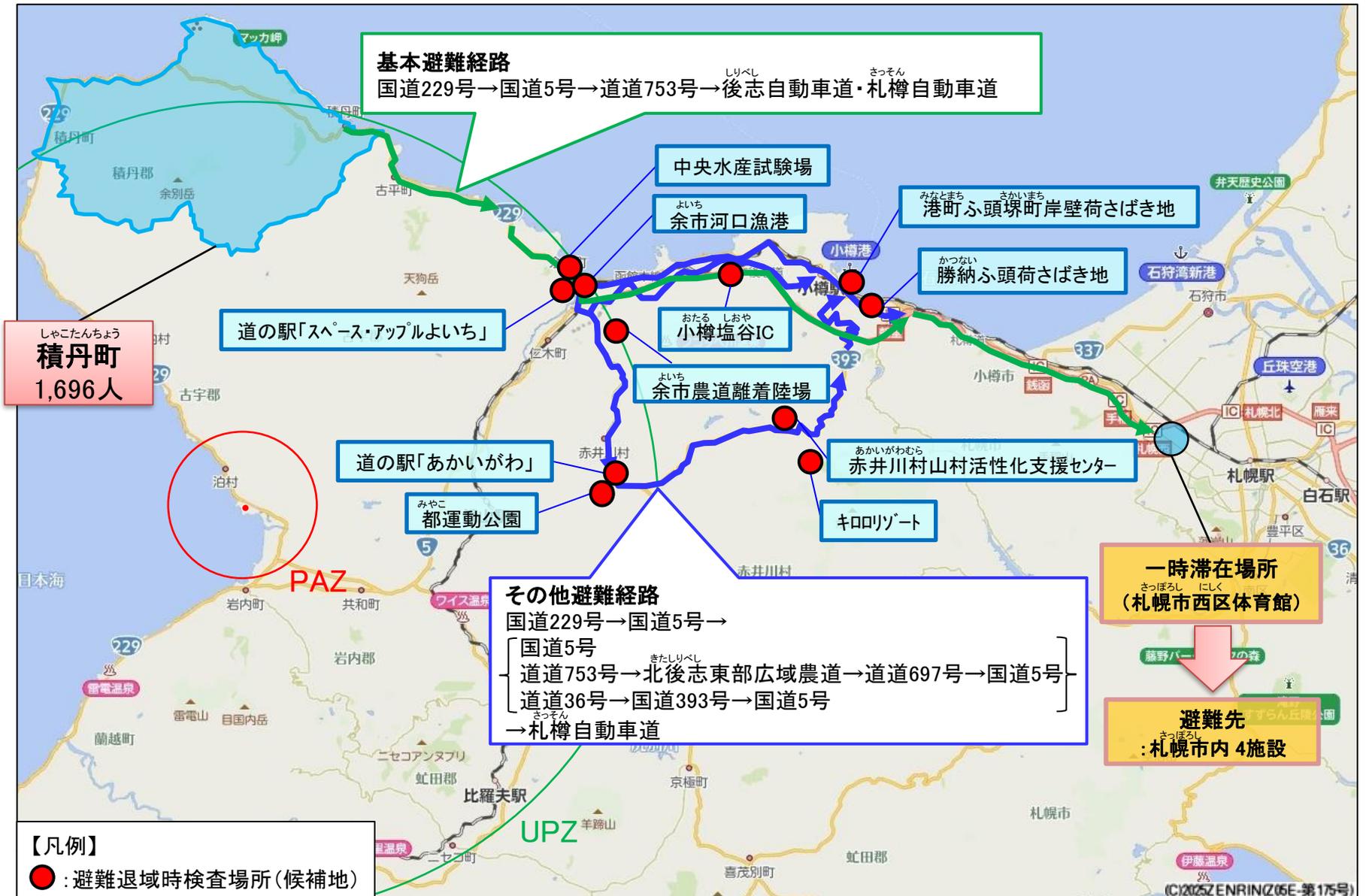
# 倶知安町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。



# 積丹町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。



# 古平町におけるUPZ内から一時滞在所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。





# 余市町におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。



# 赤井川村におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。

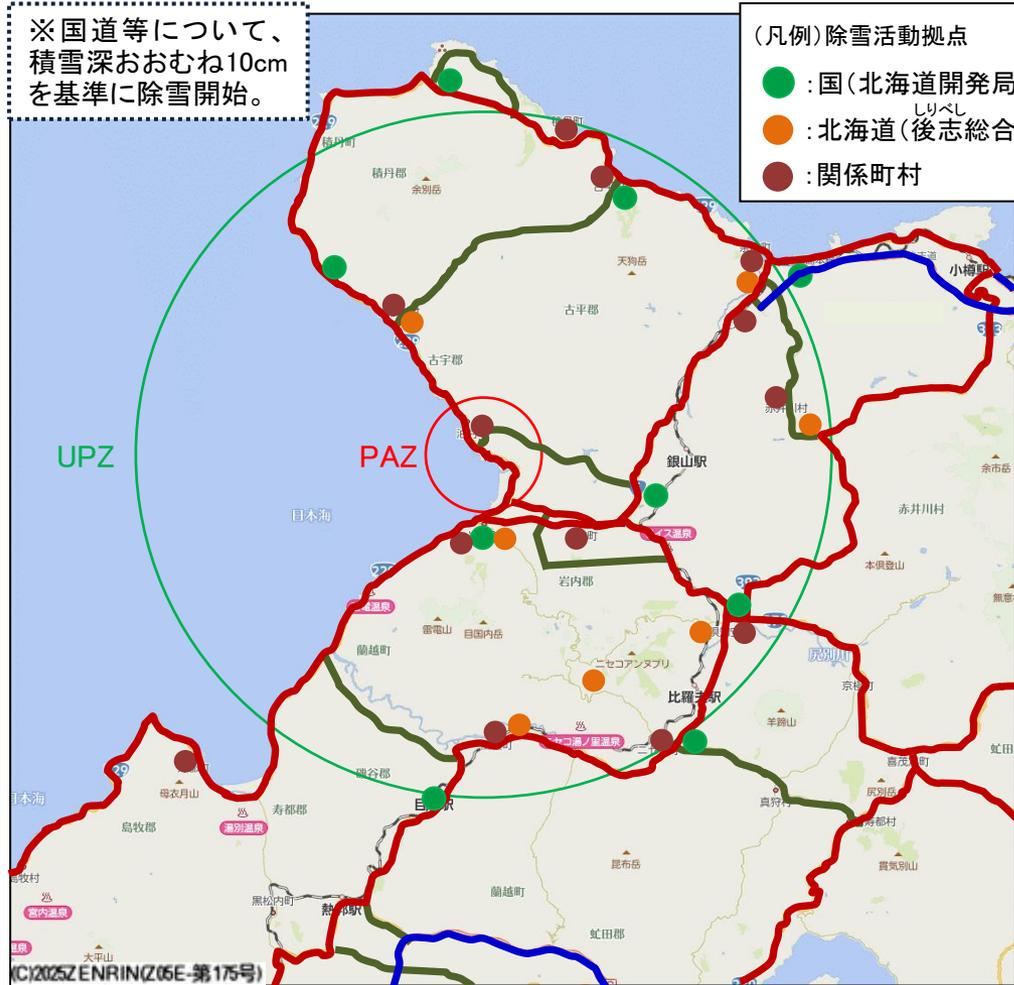




# 降雪時の避難経路の確保（自然災害対応）

- ▶ 北海道は地域防災計画に基づき毎年度、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

※国道等について、積雪深おおむね10cmを基準に除雪開始。



(凡例) 除雪活動拠点  
 ● : 国(北海道開発局)  
 ● : 北海道(後志総合振興局)  
 ● : 関係町村

除雪機械(例)



## <除雪機械の保有台数>

原子力災害対策重点区域13町村		うち、泊村及び共和町
国(北海道開発局)	52台	8台
北海道(後志総合振興局)	62台	14台
関係町村	75台	10台
民間事業者	573台	54台
高速道路会社(NEXCO)※1	39台	—
<b>合計</b>	<b>801台</b>	<b>86台</b>

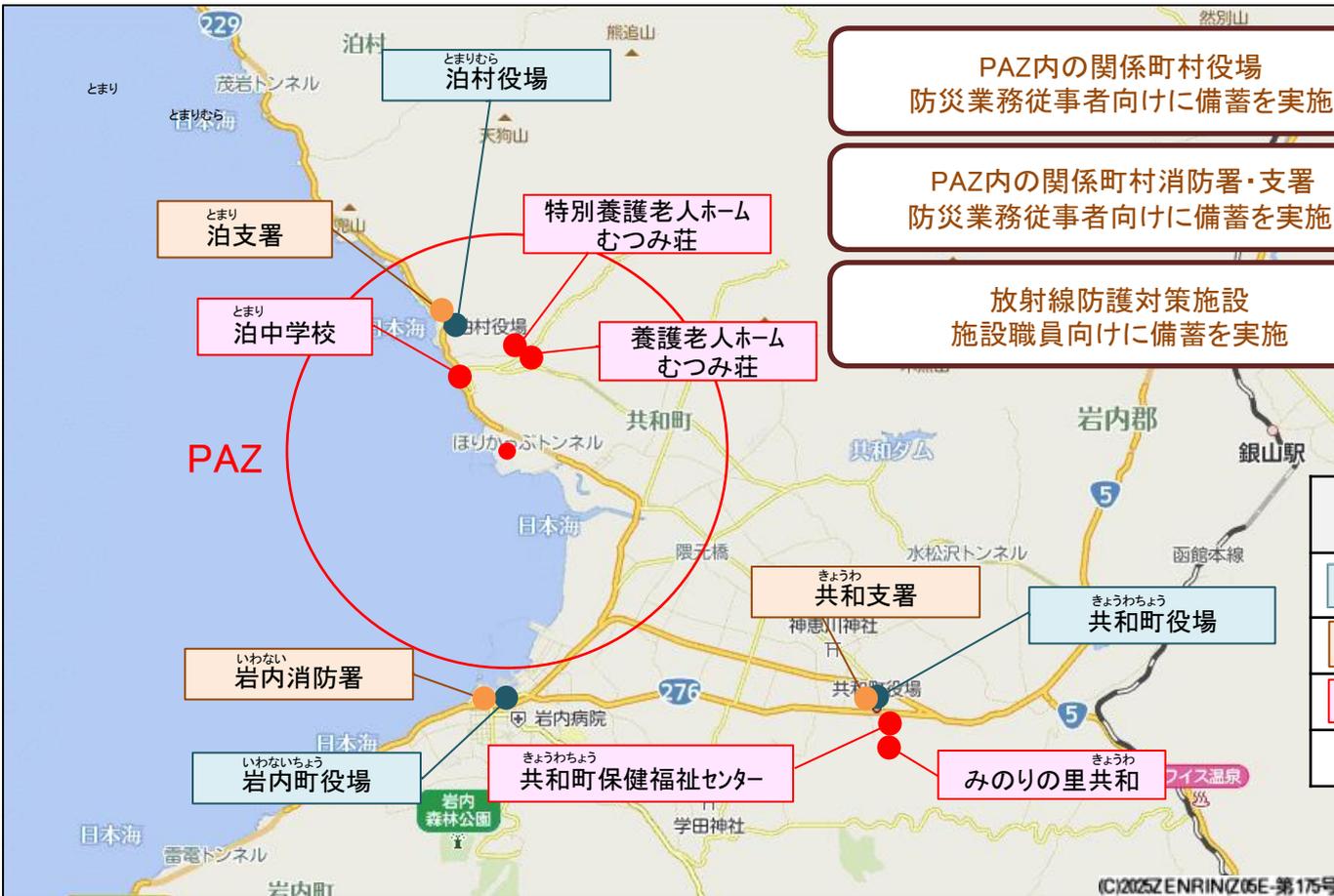
※1 NEXCO東日本札幌管理事務所の保有台数。  
 ※2 台数は令和7年4月1日現在。

- 国道5号、229号、230号、276号、393号(国)
- 道道、町村道(北海道、町村)
- 札幌自動車道、道央自動車道、後志自動車道(NEXCO)

# **7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制**

# PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- ▶ 北海道は、PAZ内の関係町村のほか、消防署や放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- ▶ 緊急時には、町村職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。あわせて、関係者向けパンフレットを整備。



PAZ内の関係町村役場  
防災業務従事者向けに備蓄を実施

PAZ内の関係町村消防署・支署  
防災業務従事者向けに備蓄を実施

放射線防護対策施設  
施設職員向けに備蓄を実施



個人線量計



サーベイメータ

備蓄拠点	対象施設数
PAZ内町村役場	3
PAZ内町村消防署・支署	3
放射線防護対策施設	5
合計	11

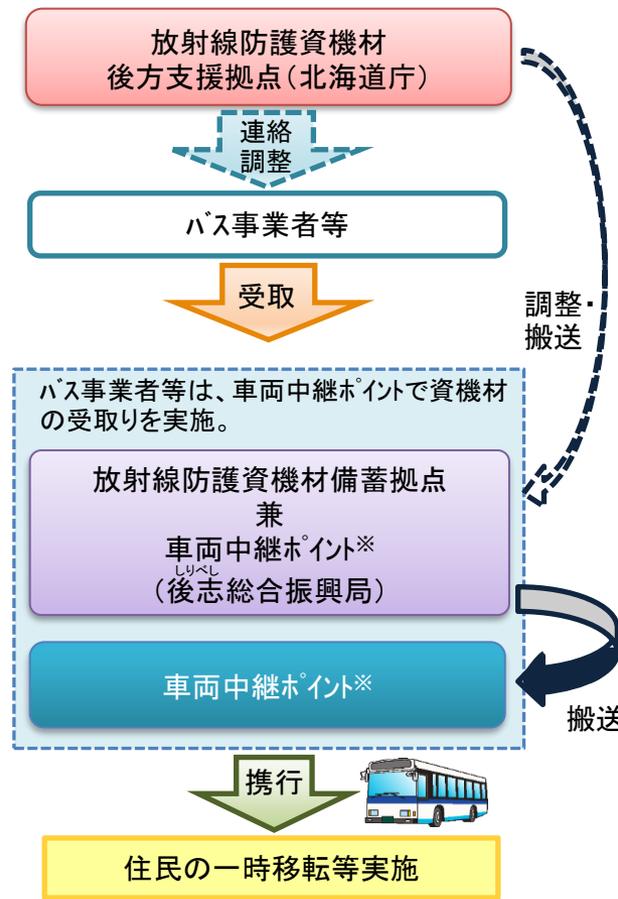
※ 共和町及び岩内町は、PAZ外にある各拠点で放射線防護資機材の備蓄を実施。

# UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内の関係町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点（後志総合振興局）から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点（北海道庁）が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



＜バス事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制＞



※車両中継ポイントは、避難退域時検査場所やその近傍に設置することとしている。

# 原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

## 原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

### 【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

## 主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

# 関係町村における行政備蓄

➤ 緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

## 関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係町村												
	とまりむら泊村	きょうわちよう共和町	いわないちよう岩内町	かもえないむら神恵内村	すつつちよう寿都町	らんこしちよう蘭越町	ちようニセコ町	くつちやんちよう倶知安町	しゃこたんちよう積丹町	ふるびらちよう古平町	にきちよう仁木町	よいちちよう余市町	あかいがわむら赤井川村
主食(食)	10,024	4,500	2,500	2,290	2,811	7,849	5,391	3,300	5,548	4,000	4,620	18,198	1,455
副食(食)	7,290	4,895	2,460	375	2,915	1,020	4,462	2,660	465	3,065	180	6,430	1,338
飲料水(リットル)	5,124	400	1,320	480	6,044	2,568	3,328	2,400	3,144	7,111	1,587	7,902	701
毛布・寝袋(枚・組)	1,262	1,600	1,000	245	590	1,252	1,200	1,000	340	550	546	1,016	149
トイレ													
簡易型(台)	200	8	10	1	1	5	20	6	—	7	—	66	5
携帯型(個)	—	2,300	1,600	—	5,699	2,500	—	9,300	2,011	8,500	7,300	4,300	1,000

※1 主食:乾パン、米、アルファ化米、クラッカー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食:缶詰、その他食料の合計値。  
 ※2 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備菜、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。  
 ※3 上記の数量は、令和7年4月1日時点で関係町村が把握している数。

# 北海道の物資供給等に関する協定締結状況

- 関係町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、北海道は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定等	災害時における応急生活物資の供給等	北海道生活協同組合連合会、北海道コ・コーポリング(株)、(株)セコマ、(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームマック(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コメリ災害対策センター、コストコホールセールジャパン(株)、東日本段ボール工業組合、ウォレットジャパン(株)、合同容器(株)、(株)ファーストリテイリング、(株)ニトリホールディングス、(一社)日本建設機械レンタル協会北海道支部、北海道キッチンカー協会、(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション北海道支部
災害時における帰宅者支援に関する協定	災害時における帰宅困難者への情報提供等	(株)壱番屋、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)北海道ファミリーマート、(株)モスフードサービス、(株)ローソン、(株)ダスキン
災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定等	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)北海道トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	大規模災害時において、緊急車両や災害対策上重要な施設等への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	北海道石油業協同組合連合会

# 一時滞在場所及び避難先に対する物資供給体制

- PAZ内又はUPZ内から避難等してくる住民に対しては、避難先であるホテル・旅館等から避難生活に必要な生活物資の提供を行うとともに、北海道と災害時協定(災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定等)を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄物資を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在場所及び避難先に搬送する。
- 物資供給の迅速性を高めるため、新千歳空港、丘珠空港、苫小牧港等の周辺に、国や都府県等からの物資を集積する物資集積拠点地域を設定。物資集積拠点地域において、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の一時滞在場所及び避難先に輸送。
- 物資集積拠点地域では、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- また、物資輸送の実効性をより高めるために、物資の受入・仕分けの管理業務、輸送量や被災状況に見合う輸送手段の確保等を行う、国、北海道、民間事業者により構成する「物資輸送支援チーム」を北海道庁に設置。



## 国・都府県等

**物資輸送支援チーム(北海道庁)**  
 ・物資の受入・仕分けの管理業務、輸送量や被災状況に見合う輸送手段の確保等を実施

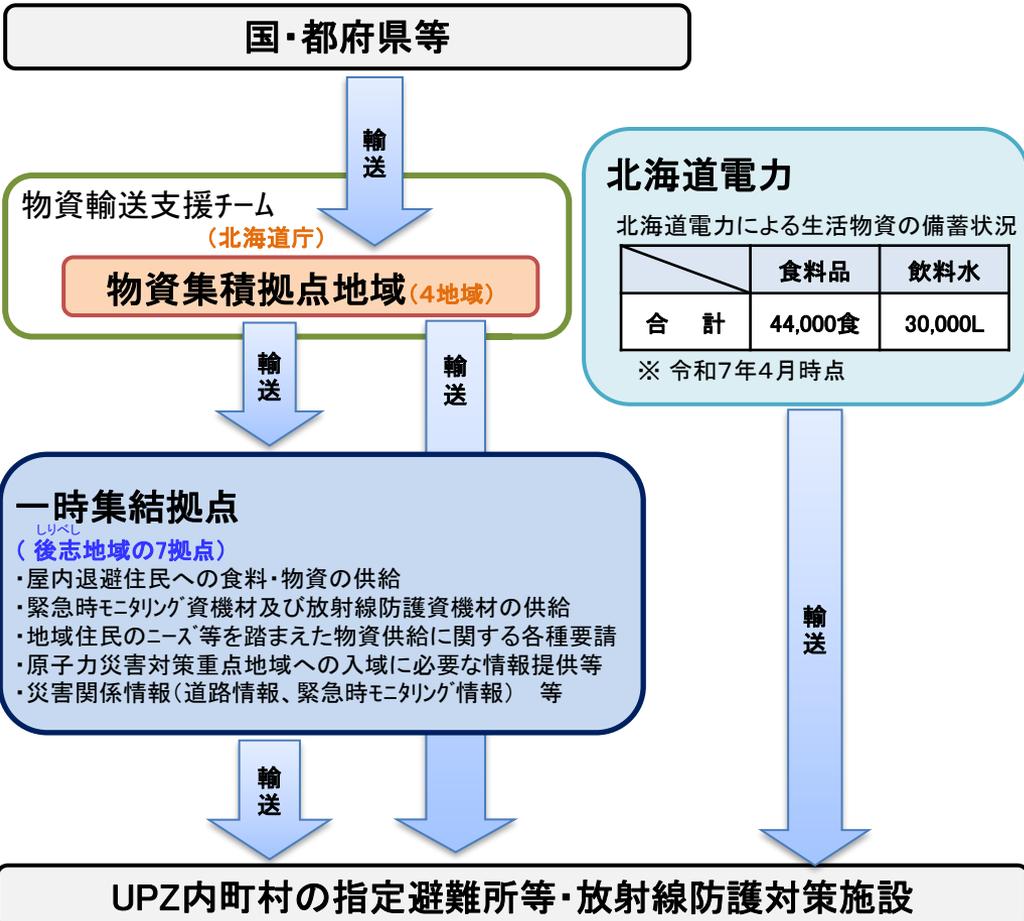
**物資集積拠点地域**  
 (小樽港・石狩湾新港、丘珠空港・新千歳空港、苫小牧港、室蘭港周辺地域の4地域)  
 ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積  
 ・ボランティア団体等による食料・物資の集積  
 ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の集積  
 ・避難住民への食料・物資の供給  
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

## 避難先(ホテル・旅館)及び一時滞在場所

(札幌市、留寿都村、北広島市、千歳市、苫小牧市、小樽市、赤井川村、留寿都村、伊達市、室蘭市、登別市、白老町)  
 ・避難であるホテル・旅館等から生活物資を提供  
 ・災害時の協定に基づく流通備蓄や受け入れ自治体の備蓄物資を提供  
 ・物資集積拠点地域から食料・物資を供給

# UPZ内町村及び放射線防護対策施設に対する物資供給体制

- UPZ内町村において屋内退避している住民に対しては、一時集結拠点から各町村の指定避難所等に食料や物資等を輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点地域から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 一時集結拠点は、物資集積拠点地域と同様に必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 北海道電力では、災害時に放射線防護対策施設での屋内退避が3日を超える事態となった場合に備え、同施設での屋内退避が必要となる4日分の生活物資を本店等に備蓄等するとともに燃料の調達手段を確保し、生活物資等を支援する体制を整備。物資等の輸送に関しては、北海道電力が原子力災害発生時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材運送の協力に関する協定を活用。

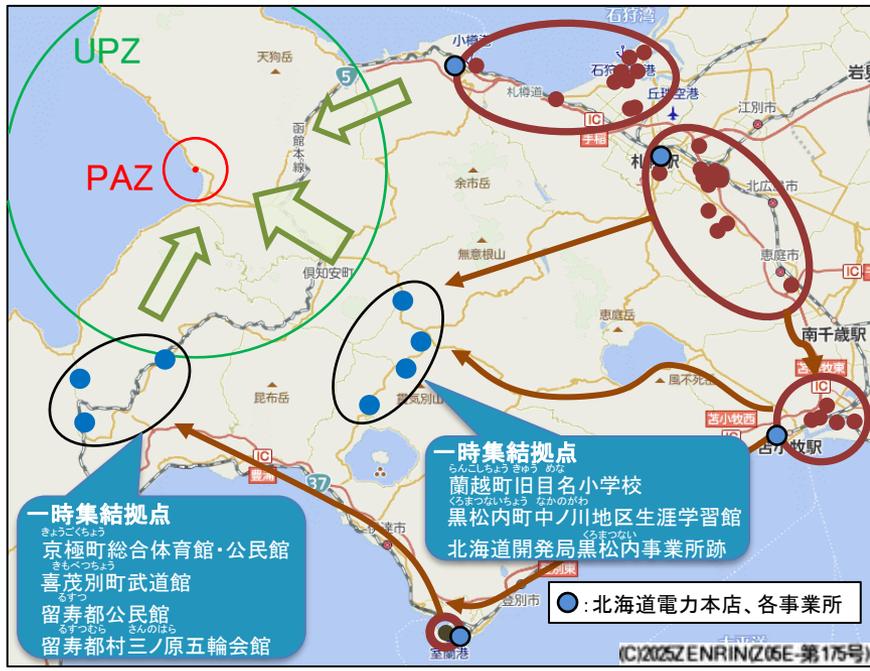


**北海道電力**

北海道電力による生活物資の備蓄状況

	食料品	飲料水
合計	44,000食	30,000L

※ 令和7年4月時点



北海道電力による民間業者との災害時における燃料の調達、物資の輸送に関する協定等の締結状況

協定の種類	内容
大規模災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	燃料優先供給の協力
原子力災害発生時における資機材運送の協力に関する協定	資機材運送の協力

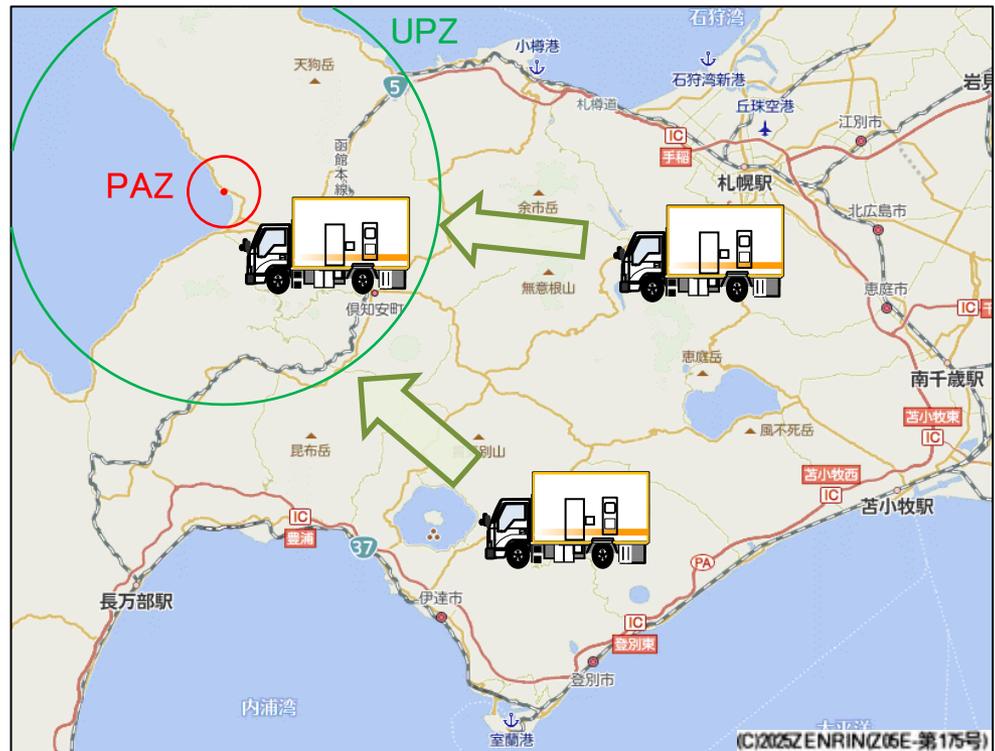
# 大規模停電時における電力の供給体制

- ▶ 北海道電力及び北海道電力ネットワーク等の防災関係機関は、大規模停電時の被害の軽減を図るため、大規模停電災害対策計画に基づき応急対策を実施。
- ▶ 北海道電力ネットワークは、北海道や関係町村等と優先度を協議し、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。
- ▶ 関係機関は、必要に応じ、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対し、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

北海道電力ネットワークの発電機車の保有状況

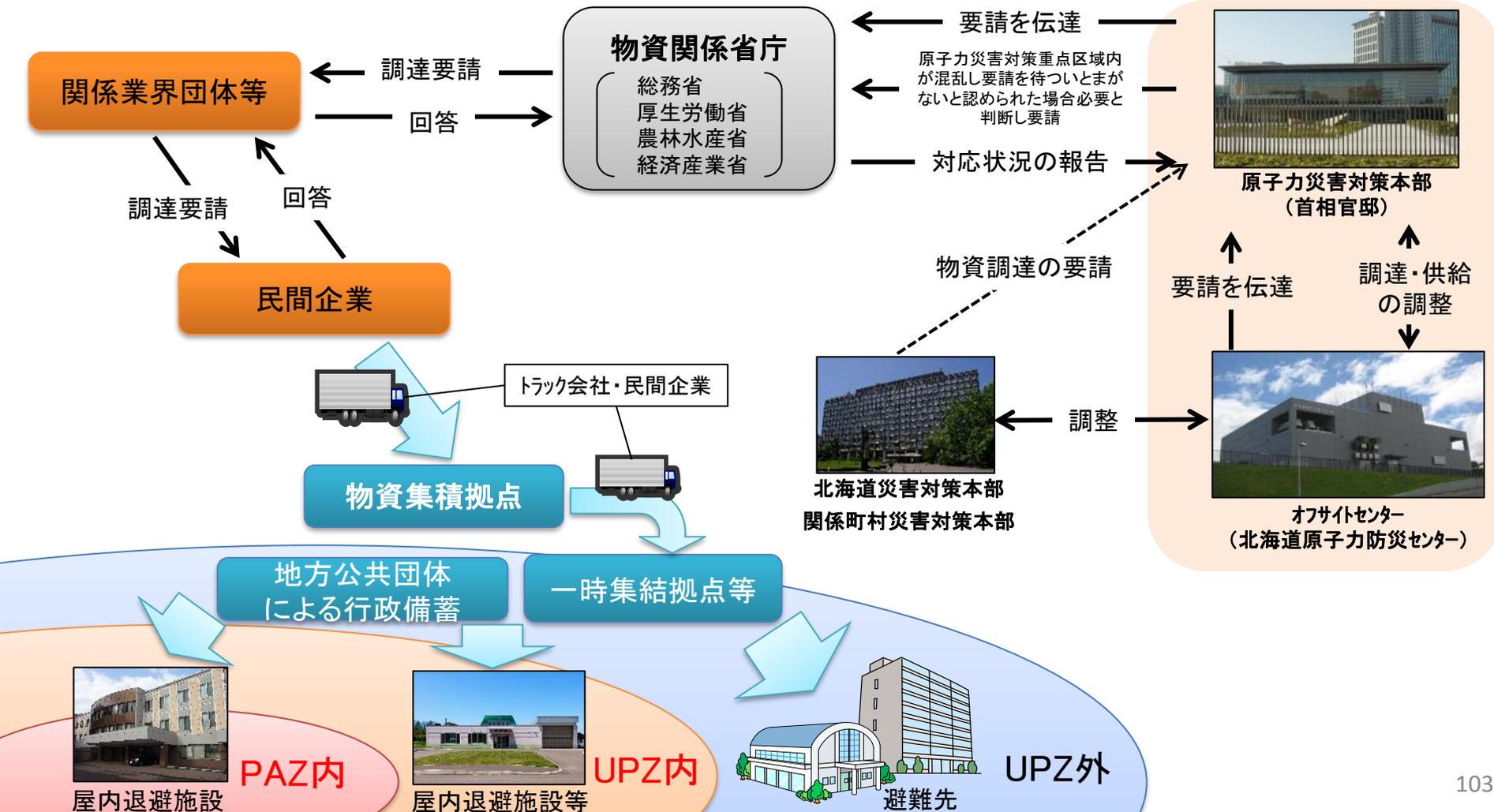
発電機車の種類	保有数(台)
高圧発電機車	33
低圧発電機車	16

※ 令和7年4月時点(災害時連携計画)



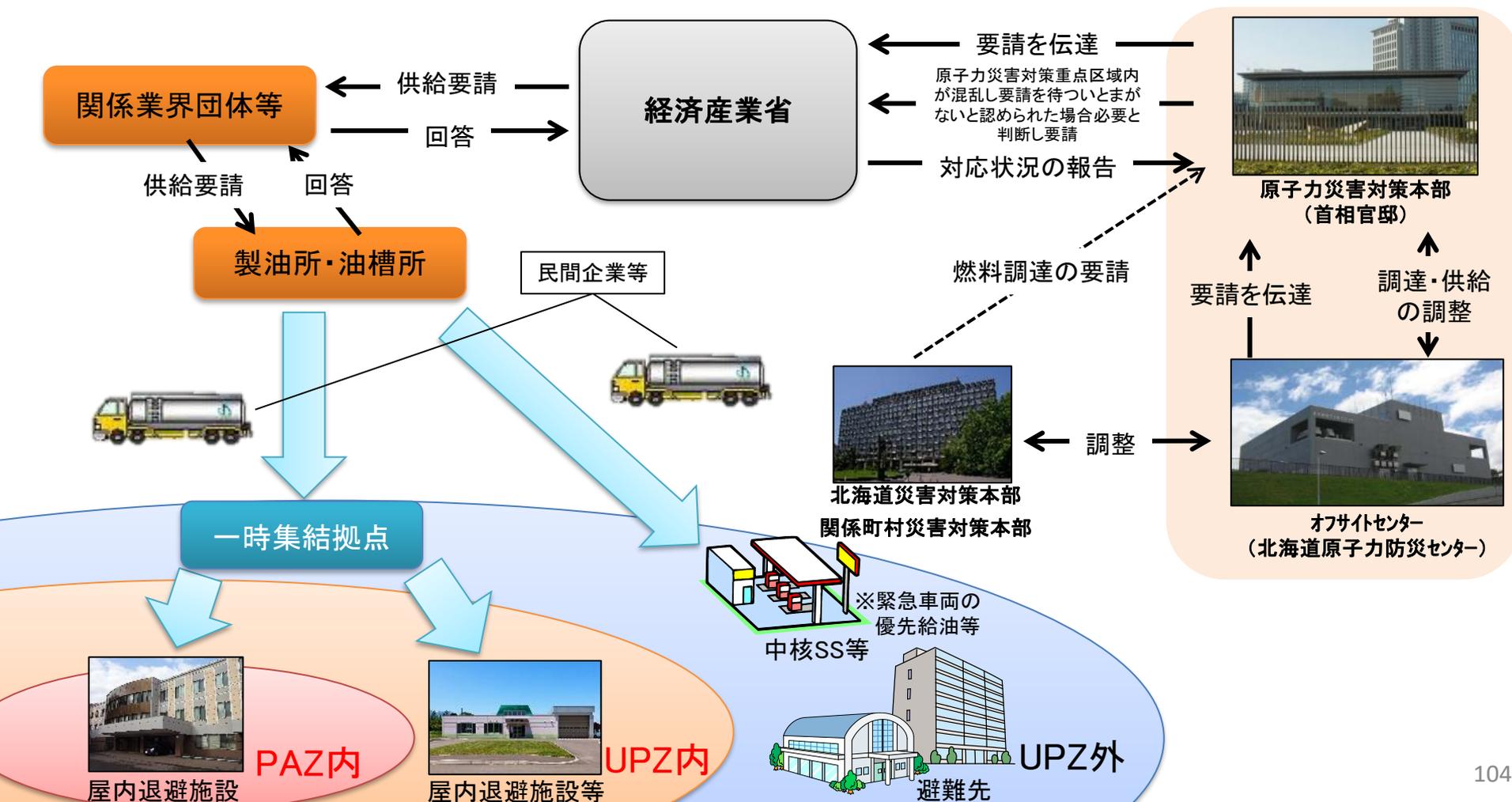
# 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- ▶ 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



# 国による物資（燃料）の供給体制

- ▶ 北海道及び関係町村が備蓄している燃料が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



# 主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水(応急給水)	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)

※ 物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P103,104の体制に基づき実施。